



四号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

(更正)

**第九条の五** 特許庁長官は第一条第二項の規定により登録すべき事項（同条第一項に規定する事項を除く。以下この条において「国際登録事項」という。）の登録を完了した後、その登録の基礎とした商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録について同条第五項に規定する国際事務局から国際登録簿に登録された事項を

係る更正の通報で経済産業省令で定めるものがあつたときは、遅滞なく、当該国際登録事項を更正しなければならない。

**(予告登録の抹消)**

しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の

目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の贅本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明

する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

の一二第三号若しくは第四号に掲げる請求について、登録異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは商標登録を維持すべき旨の決定

若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。

(特許登録令の準用)

十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条（第一項第六号を除く。）

第三十九条から第四十二条まで、第四十三条  
第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条  
まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第

五十五条の四（第一項を除く）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準ずる。

この場合において 同令第二十三条规定中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第一項において準用する特許法第十五条」

と、同令第二十七条中「特許番号（登録の

用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六 登録の目的」とあるのは「六 登録の目的／七 商標法第二十四条第一項の規定による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る指定商品又は指定役務

の登録」とあるのは、「商標権その他商標に関する権利（国際登録に基づく商標権を除く。）」移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替るものとする。

の登録」とあるのは、「商標権その他商標に関する権利（国際登録に基づく商標権を除く。）」移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替るものとする。

附 則

1 この政令は、商標法の施行の日（昭和三十一年四月一日）から施行する。

2 商標に関する審判其の他の手続の費用及び登録に関する件（大正十年勅令第四百六十四号以下「旧令」という。）による商標原簿又は商標信託原簿は、それぞれこの政令による商標登録原簿とみなす。

3 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年五月一日）から施行する。

4 この政令による改正後の規定は、この政令施行前にされた行政庁の処分その他の政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生れた効力を妨げない。

5 この政令の施行前に提起された訴願、審査請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴等についても、同様とする。

6 前項に規定する訴願等で、この政令の施行は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同による不服申立てとみなす。

附 則（昭和三十年一〇月一日政令第  
二四号）

実用新案登録令による実用新案登録原簿、第三条の規定による改正前の意匠登録令による意匠

登録原簿及び第四条の規定による改正前の商標登録令による商標登録原簿の様式及び記載の方  
法、その登録の新登録用紙への移記、その登録用紙の閉鎖並びにその閉鎖した登録用紙の閉鎖  
特許原簿、閉鎖実用新案原簿、閉鎖意匠原簿及び閉鎖商標原簿へのつづり込みについては、当  
該特許登録原簿、実用新案登録原簿、意匠登録原簿又は商標登録原簿がそれぞれ第一  
条の規定

による改正後の特許登録令による特許登録原簿、第二条の規定による改正後の実用新案登録原簿、第三条の規定による改正後の実用新案登録原簿、第四条の規定による改正後の商標登録令による商標登録原簿に改製されるまでの間は、なおお

3 前の例による。

商産業省令で定める。  
附則（昭和四〇年七月一九日政令第一  
五五号）

この政令は、千九百年十一月十四日にプラツセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーネで、千

九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三

月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月二日政令第

（施行期日）  
一九九号抄

附則（昭和六〇年一〇月二九日政令第  
二八七号）抄  
(施行期日)

1 この政令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十一年十一月一日）から適用する。

から施行する  
附 則 (昭和六二年一二月四日政令第三  
抄 一號)

		(施行期日)
第一条	この政令は、昭和六十三年一月一日から施行する。	
附 則	(平成二年九月二七日政令第二八五号)	この政令は、民事保全法の施行の日(平成三年一月一日)から施行する。
附 則	(平成三年九月二五日政令第二九)	この政令は、商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の施行の日(平成四年四月一日)から施行する。
附 則	(平成七年五月八日政令第二〇六)	この政令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年七月一日)から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定、第七条の規定(特許登録令第一条第一号、第三条第四号及び第十六条第六号の改正規定中、「第一百二十六条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」を「又は第二百二十六条第一項」に改める部分並びに同令第三十条第一項第四号の改正規定を除く)、第八条中実用新案登録令第二条の改正規定(同条第四号)を「同条第五号」に改める部分に限る)、第九条及び第十条の規定、第十一条中工業所有権に関する手続等の特別例に関する法律施行令第一条第八号の改正規定(第一号)を「第十一号」に改める部分を除く)、並びに同令第三条及び第六条の改正規定、第十二条の規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(意匠登録令第二条の改正規定中、「第一百二十六条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」を「又は第二百二十六条第一項」に改める部分を除く)及び附則第六条の規定(商標登録令第二条の改正規定中、「第一百二十六条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」を「又は第二百二十六条第一項」に改める部分を除く)は、平成八年一月一日から施行する。
附 則	(平成八年九月一三日政令第二七)	この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条中商標法施行令第二条第一項の改正規定及び第三条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

		(商標権の存続期間の更新登録の無効の審判についての経過措置)
		平成八年改正法附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる平成八年改正法第一条の規定による改正前の商標法第四十八条の規定による改正前の商標登録令第一条第一号、第二条(特許登録令第三条第五号を準用する部分に限る)及び第七条第四号の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。
第一条	この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成二年六月七日政令第三一)	この政令は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国において効力を生ずる日から施行する。
附 則	(平成二年一二月二七日政令第三一四三〇号)	この政令は、平成十二年一月一日から施行する。
附 則	(平成一五年八月六日政令第三五六号)	この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成二〇年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附 則	(平成一九年七月一三日政令第二〇七号)	この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。
附 則	(平成二〇年一二月二六日政令第四〇四四号)	この政令は、信託法の施行の日から施行する。

		(商標権の存続期間の更新登録の無効の審判についての経過措置)
		平成八年改正法附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる平成八年改正法第一条の規定による改正前の商標法第四十八条の規定による改正前の商標登録令第一条第一号、第二条(特許登録令第三条第五号を準用する部分に限る)及び第七条第四号の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。
第一条	この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。ただし、第二条中商標法施行令第三条第二項の改正規定及び同令第七条を同令第八条とし、同令第六条の次に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中特許法等関係手数料令第三条の二を同令第三条の三とし、同令第三条の次に一条を加える改正規定及び同令第四条第一項の表の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年一月一日)から施行する。	この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
附 則	(令和五年一一月二九日政令第三三八号)	この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。
附 則	(平成二八年一月二二日政令第一八号)	この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。